

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に係る募集要領

1. 趣旨

地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）におけるマッチング支援業務を委託することにより、受託者のもつネットワークやノウハウを活用して法人に働きかけを行うことにより、企業版ふるさと納税の寄附額の増加を図る。

本募集要領は、この業務を受託する事業者を募集するために必要な事項を定める。

2. 業務の概要

（１）委託業務名：企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

（２）委託期間：契約締結日から令和９年３月３１日まで

3. 委託料

（１）委託料の算定

- ・委託料は完全成功報酬型とし、受託者が本市に寄附を行う法人を紹介したことにより企業版ふるさと納税の寄附が成立した場合に限り、委託料が生じるものとする。
- ・委託料は寄附額に対する委託料率によってのみ算出する。受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約時の委託料率にすべて含むものとし、本市は委託料率に基づく委託料以外は負担しない。
- ・委託料率は当該寄附の額の２０％（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。
- ・受託者が本業務の中で関わった法人であっても、他の受託者の紹介で本市への企業版ふるさと納税による寄附が成立した場合には、いかなる理由であっても委託料は生じないものとする。

（２）委託料率の見積りの提示

申込者は申込書（様式１）において、委託料率の見積りを提示すること。

4. 業務内容

以下のとおりとする。より効果的な支援内容がある場合は、本市と申込者が協議して実施する。

（１）寄附対象事業の選定支援

本市の寄附対象事業の選定について、助言、提案等の支援を行う。

（２）対象事業のＰＲ

本市から提供された地域に関する情報や寄附対象事業の情報をもとに、説明資料やパンフレットの配布、既存マッチングサイトへの掲載等、寄附を募るために効果的なＰＲを行う。

（３）寄附を行う見込みのある法人への提案及び紹介

- ・寄附を行う見込みのある法人に対して個別訪問等により、本市への寄附を提案する。
- ・寄附を行う見込みのある法人の寄附意向を把握し、本市に情報提供を行う。

- ・寄附を行う見込みのある法人に寄附を提案するなかで、本市職員の帯同訪問の実施が望ましい場合等は、本市に随時情報提供を行う。

(4) 寄附を行う法人の取次ぎ及びフォローアップ

- ・寄附に同意した法人の情報を本市に提供する。
- ・寄附の実施が円滑に進むよう、本市及び寄附を行う法人からの各種相談等に対応する。

なお、寄附贈呈式の開催、本市のホームページ等における寄附を行った法人の紹介及び感謝状の贈呈について、その実施の有無や内容は本市が決定する。

5. 業務の履行に係る留意事項

- (1) 寄附金は本市が受領し、寄附受領証を交付する。
- (2) 寄附を行う法人からの本業務に関する問合せや苦情（以下「問合せ等」という。）については、受託者が対応する。ただし、問合せ等の内容が本業務以外の内容であるときは、受託者は問合せ等の内容その他必要な事項を本市に連絡し、本市は、自らの費用と責任において当該問合せ等に対して適切かつ迅速に処理する。
- (3) 本業務の実施にあたっては、企業版ふるさと納税制度の仕組みや留意事項（寄附を行った法人への経済的利益の供与の禁止等）をふまえて、関係法令等を遵守すること。

6. 委託料の支払い

委託料の支払時期については、本市及び申込者の協議により決定する。

7. 申込資格

本業務の申込資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 契約締結までの間に、令和8・9年度半田市入札参加資格（物品・その他委託等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 申込書の提出期限から契約締結までの期間において、引き続き半田市指名審査等事務取扱要綱第6条に規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (5) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

8. 申込方法

- (1) 申込者は、令和8年3月19日（木）までに以下のメールアドレス宛に次項の申込書類を提出すること。

（提出先メールアドレス：kikaku@city.handa.lg.jp）

また、電子メールでの提出後に電話により書類等を提出した旨を半田市企画部企画課まで連絡すること。（電話番号：0569-84-0605（半田市企画部企画課））

(2) 申込書類

①申込書【様式1】

②企画提案書（「4. 業務内容」を踏まえた具体的な支援内容）【任意様式】

9. 契約業務

(1) 契約の締結交渉

申込後に、本募集要領及び半田市委託契約約款を踏まえ、契約条件や仕様等について本市と申込者との間で協議し、契約を締結する。なお、協議が整わないときは、契約を行わない。この場合において、申込者に生じる損害については、本市は一切の責を負わない。

(2) 契約保証金は免除とする。

10. 次年度以降における受託希望

本市が本業務を次年度以降も継続して実施する場合には、改めて募集を行う。申込者が次年度以降の継続的な受託を希望する意思を申込書（様式1）にて示した場合、次の条件のもとで、次回以降の募集に当該申込者が申込みを行ったものとみなすとともに、当該申込者からの申込書類の提出を不要とする。

①募集要領の内容は、本募集要領と同一のものとする。ただし、次の内容は次回以降の募集要領の内容に読み替えるものとする。

- ・ 2. 業務の概要の（2）における委託期間
- ・ 7. 申込資格の（1）における半田市入札参加資格（物品・その他委託等）の対象年度
- ・ 8. 申込方法の（1）における提出締切日並びにメール及び電話での連絡先

②申込書の内容は、本募集における申込書（様式1）と同一のものとする。なお、委託料率の見積りについても同一の率とする。ただし、次の内容は次回以降の申込書の内容に読み替えるものとする。

- ・ 4. 確認事項の申込資格における半田市入札参加資格（物品・その他委託等）の対象年度

③企画提案書の内容は、本募集における企画提案書（任意様式）と同一のものとする。

11. その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は失格となる。
 - ①申込書類が本募集要領に定められた様式に適合しない場合
 - ②申込書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ③申込書類に虚偽の記載がある場合
 - ④委託料率が20%（消費税及び地方消費税を除く。）を上回る場合
 - ⑤その他募集要領に違反すると認められた場合
- (2) 申込書類は半田市情報公開条例に規定する開示請求の対象となることに留意すること。
- (3) 受託者に本申込みにおける不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、本市は、契約締結後においても契約を解除できる。契約が解除された場合、受託者は契約解除により本市に対して与えた損害を賠償する義務を負う。